

# 相楽東部広域連合教育委員会会議規則

平成21年4月1日  
教委規則第3号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

## 第2章 会議

(会議の招集及び参集)

第2条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

2 会議招集の通知後に、急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

第3条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を付して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 賞罰・人事に関する事。
- (2) 訴訟等に関する事。
- (3) 連合長等他の執行機関と協議を要する事。
- (4) 個人情報に関する事。
- (5) 公開により著しい支障が生じるおそれのある事。

2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(定例会及び臨時会)

第5条 会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は、1日とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、会議に諮って会期を延長することができる。

第6条 定例会は、原則、毎月第1木曜日とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 臨時会は、教育長が必要と認めるとき、又は委員の2名以上から会議に付議すべき事件を示して会議招集の請求があったときに招集する。

(開会及び閉会)

第7条 開会及び閉会は、教育長が行う。

(会議の順序)

第8条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

(動議)

第9条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、1人以上の賛成があれば、これを議題としなければならない。

(発言)

第10条 委員は、動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て、発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

第11条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(陳情者等の事情説明)

第12条 教育委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。

(採決)

第13条 教育長において論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って、採決しなければならない。

(採決の方法)

第14条 教育長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。

(会議運営の必要事項)

第16条 この章に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

### 第3章 議事録

(議事録の記載)

第17条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。

(議事録の署名)

第18条 議事録は、教育長が事務局の職員を指名して、これを作成させる。

2 議事録は、出席した教育長、委員及びこれを調製した職員が署名し、次の定例会において承認を受けなければならない。

(記載事項)

第19条 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席した教育長及び委員の氏名
- (3) 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の要旨
- (6) 議決事項
- (7) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

(議事録の異議)

第20条 議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮って決定する。

(議事録の公表)

第21条 教育長は、議事録をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(補則)

第22条 この章に定めるもののほか、議事録に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の相楽東部広域連合教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の相楽東部広域連合教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 28 年規則第 1 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 3 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。